

市第 113 号議案

横浜市障害者施策推進協議会条例の一部改正

横浜市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

横浜市障害者施策推進協議会条例（昭和46年 6 月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨等）」に改め、同条中「第34条第 3 項」を「第36条第 3 項」に、「横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）」を「同条第 1 項の規定により本市に設置する審議会その他の合議制の機関」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

第 2 条第 2 項中「の各号」を削り、同項第 5 号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第 2 条中障害者基本法（昭和45年法律第84号）第34条の改正規定の施行の日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

（横浜市後見的支援を要する障害者支援条例の一部改正）

2 横浜市後見的支援を要する障害者支援条例（平成13年12月横浜

市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第1条」を「第1条第2項」に改める。

提 案 理 由

障害者基本法の一部改正に伴い関係規定の整備を図るとともに、横浜市障害者施策推進協議会の委員の構成を変更する等のため、横浜市障害者施策推進協議会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市障害者施策推進協議会条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（趣旨等）
（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条
第 34 条
第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により本市に設置する
第 3 項
審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を
議会」という。）
定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市障害者施策推進協議会（
以下「協議会」という。）とする。

（組織）

第 2 条 （第 1 項省略）

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) 横浜市職員

横浜市後見的支援を要する障害者支援条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（実施状況の報告）

第 7 条 市長は、毎年、前条に掲げる施策の実施状況を横浜市障害
者施策推進協議会条例（昭和 46 年 6 月横浜市条例第 29 号）第 1 条
第 1 条
第 2 項に規定する横浜市障害者施策推進協議会に報告するものと
する。